

奥州市上下水道事業建設工事請負契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この附属条件は、奥州市上下水道事業建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）の別記条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(仕様書)

第2条 請負契約書別記第1条の仕様書は、次のとおりとする。

- (1) 岩手県県土整備部令和6年度以降共通仕様書（別冊を含む。）
- (2) 特記仕様書

2 前項各号に掲げる仕様書の内容が相いれない場合は、特記仕様書によるものとする。

(下請調書)

第3条 受注者は、工事の施行に当たり、下請契約を締結した場合は、当該下請の形態の如何を問わず、7日以内に下請調書（別紙様式）を発注者に提出するものとする。

(建設業退職金共済制度)

第4条 受注者は、契約締結後1か月以内に、勤労者退職金共済機構の発注者提出用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別紙様式）を発注者に提出するものとする。建設業退職金共済証紙を購入しない場合は、その理由を記載し提出するものとする。